

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

1. 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法

「かつては、子供や家族が行うものとされていた両親等の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行によって介護を必要とする櫃が介護を受けることができないというのが社会問題となりました。そうした中で、平成 12 年に介護保険制度が創設され、介護施設などの利用等、介護を社会全体で支える仕組みができました。しかし、そういった外部との接触の中から高齢者に対する不適切な関りが表面化してくることとなり、平成 18 年「高齢者虐待防止法」が施行されました。

高齢者虐待防止法は高齢者虐待の防止、被虐待者の保護だけでなく、虐待をしている養護者への支援も法律に位置付けられている点は児童虐待防止法、障がい者虐待防止法にはない特徴です。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号以下「高齢者虐待防止法」という）は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行されました。この法律では、高齢者の権利擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待にかかる通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見度への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、要介護施設の業務又は要介護事業の適切な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ）、都道府県の適切な権限行使などについて定めるものです。

(2) 高齢者虐待防止法による定義

1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上のものと定義しています。（第 2 条第 1 項）ただし、65 歳未満のものであって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスを受ける障がい者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者などによる虐待に関する規定が適用されます。（第 2 条第 6 項）

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者などによる高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

①養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされてお

り、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族、・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う、次の行為とされています。

- i. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii. 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v. 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

- i. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii. 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v. 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従業者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 又は 「養介護事業」の 業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

(1) 虐待防止責任者の設置

管理者および施設長（以下「施設長」という）は虐待防止責任者となり、虐待の未然防止に率先して取り組む。また、施設長は施設利用者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために職員とともに取り組む。

(2) 虐待防止マネージャーの配置

各施設に虐待防止マネージャーを配置する。虐待防止マネージャーには、現場における虐待防止のリーダーとしてサービス管理責任者や生活相談員など現場の責任者をあてる。

虐待防止マネージャーは、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識づけを図るとともに、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど、虐待防止に取り組む。また、ヒヤリハット報告や事故報告については、確実な現場検証を行い、事故などの再発防止に取り組む。

(3) 虐待防止（対策）委員会の設置

利用者の人権を擁護し、施設内の虐待防止を図るため、各施設に虐待防止（対策）委員会を設置する。

虐待防止対策委員会は、虐待防止責任者、介護施設管理者、各事業所代表者、看護師等から構成し、虐待防止に関する話し合い、対策を行っていく。

虐待防止委員会は原則として年2回以上開催し、虐待防止対策委員会で取り組んだ内容を報告するとともに出席者からの指導・助言を受ける。

（４）虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は年2回以上開催し、施設・事業所における利用者やサービス提供の状況などの実態に即した検証を行う。

①虐待防止のための体制づくり

虐待防止の研修、マニュアルの周知や虐待防止チェックリストの作成を行う。

②虐待防止チェックリストとモニタリング

次の報告を受けて、どのような対策を講じるか協議する。

虐待防止チェックリストにより各職員が自己点検した結果や現場で抱えている課題の報告
利用者や家族からの苦情相談や職員のストレスマネジメントの現状についての報告

③利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを分析し、そのリスクを除くため対策を検討する。

④身体拘束の必要性について検討を行い、身体拘束の要否を判断するとともに、解消に向けて検討していく。

⑤虐待（不適切な対応事案）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて、施設としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移すものとする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

人権意識、専門的知識や支援技術の向上を図るため、次の人材育成の研修を各事業所において計画的に実施する。

1. 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高める研修、障がい者虐待防止法等関係法令の理解、過去の虐待事件の事例などを内容とする研修を行う。

2. 職員のメンタルヘルスのための研修

職員が職場の中で過度のストレスを抱えていたり、他の職員から孤立していることも虐待が起きやすくなる要因となるため、職員のメンタルヘルスのための研修を行う。

3. 専門的知識や支援技術の向上を図る研修

虐待の多くが、知的障がい・自閉症などの障がい特性及び高齢化による認知機能低下に対す

る知識不足や行動障害等の対応に対する技術不足の結果、起きていることを踏まえ、利用者一人ひとりの特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修を行う。

4. 身体拘束廃止に向けた研修

身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、身体拘束廃止に及び改善のための研修を行う。

5. 事例検討

個別支援計画の内容を十分強化するとともに利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクの分析及び対策を検討するための事例検討を行う。

虐待を防止するための取り組み

1. 虐待防止チェックリストの活用

虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため「虐待防止チェックリスト」を活用し、職員が職場や支援の実態についての自己点検を年2回以上行う。

4. 虐待などが発生した場合の対処方法に関する基本方針

「権利を擁護する。」とは、地域で暮らす人が、この地域でその人らしく自分の望む生活をしていく権利を護ることであると言えます。この権利はすべての人に認められていることであり、自分で自分の首長ができない人たちに対しては支援をしていかななくてはなりません。例えば、認知症などで判断能力が不十分な状態にある方、虐待を受けている方、これまで自分の考えや気持ちを表せなかった方などパワーレスの状態にある方に支援を必要とします。支援者は関りを通してその人が主体的に生活していけるような支援（エンパワメント）をしていくことが役割になります。

1. 基本的視点

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から護り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は児童虐待と異なり、「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんど

です。「被害者－加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症などに対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による声掛けなどの顔の見える関係づくりを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みが重要となります。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者逆他への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、高齢者や養護者・家庭に対する支援を早期に開始することが重要です。そうでなければ虐待の事案については発生から時間が経過するに従い深刻化することが容易に予想されるからです。常に迅速な対応を意識することが必要となります。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合もあることを理解しておく必要があります。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年での歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支えるための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

2. 留意事項

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」では、虐待を自覚していない虐待者は半数以上を占めており、また虐待を受けている高齢者でも3割は虐待を受けているという自覚はありませんでした。しかし、当事者の自覚にかかわらず、高齢者の権利利益が脅かされている状況に変わりはありません。高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

(2) 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者に関係する方面からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。特に高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの観点から、複数の職員で対応することを原則とします。

(4) 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています。(法第9条)

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。家族の意に反し措置を実施するなどの事例は数年に1回となるなど少ない頻度となることも想定されます。そういった場合でも適切に権限を発動するためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

5. 虐待などが発生した場合の相談・報告体制について

施設寧で虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることから、あらかじめ組織としての対応を定めておく必要があります。

(1) 初期対応

虐待の相談や苦情を受けた場合は、直ちに各部署の責任者と施設管理者に報告します。施設管理者は、お客様の安全確保を図るとともに、虐待を行ったとされるスタッフ等から聞き取り調査を行い、虐待の事実を確認します。聞き取り調査の結果、虐待の疑いがあると判断す

れば、市町村に報告します。市町村は、虐待の事実確認や利用者の安全確保のための立ち入り調査を実施しますので、これに協力し指導を仰ぎます。

(2) 施設管理者・施設職員の責務

施設管理者は、お客様の安全確保に努める必要があります。身体的な虐待については、治療の必要性の有無について確認を行い、治療が必要な場合は速やかに治療が受けられるよう手配します。心理的虐待にあっては、お客様本人の話をじっくり聞いて、不安を取り除くことが重要です。虐待の経緯について、家族に連絡し、謝罪します。関係者を処分する必要がある場合は、就業規則度に基づいて、厳正に対応する必要があります。

スタッフが虐待を発見しても、職員同士がかばい合うことがあります。一人で悩んだり、見て見ぬふりをしたりせず、各部署の責任者や施設管理者に相談することが必要です。利用者や家族から虐待の相談や苦情を受けた場合も同様です。虐待の通報は、施設職員全員の責務なのです。

(3) 再発防止の徹底

虐待の発生を「特異なアクシデント」と捉えるのではなく、それまでの施設運営における問題点の確認と今後の改善への契機とすることが大切です。そのため「発生原因の分析」「職場会議の活性化」「苦情処理体制の見直し」「個別ケアの充実」「職場内研修の徹底」「風通しのよい職場環境の実現」「開かれた施設づくり」等を通じて、再発防止の徹底を図ることが必要です。

6. 成年後見制度の利用支援について

高齢者虐待防止法では、必要な場合には成年後見制度の首長申し立てをおおなって虐待対応を行うよう示しています。各種調査の結果から、認知症高齢者が虐待を受けやすいことが分かっています。

成年後見制度の活用が必要と考えられるケースの筆頭は経済的虐待で養護者が通帳を管理している場合への対応です。介護放棄や拒否などの場面では、介護サービス利用など生活上の判断につき、本人に代わり本人の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断するためにも制度を活用できると

想定されます。

(1) 成年後見制度活用のポイント

- ①虐待対応において成年後見制度の活用がどのような場面で有効であるか検討する。
- ②弁護士会や社会福祉士会等の権利擁護に関する専門職団体と連携する。
- ③成年後見制度利用支援事業（首長申し立て費用の助成）等を活用する。

(その他法テラスが行っている民事法律扶助制度などもあります。)

7. 諸機関の役割・責務

高齢者虐待は複雑な問題がからみあっていて、1つの機関で対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。養介護施設、病院、保健所等高者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等職務上関係のあるものは高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者の保護のための施策に協力しなければならないとされています。そこで、国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

1. 国の役割

高齢者虐待防止法において、国は関係機関等の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うこととしています。また専門的な人材の確保及び資質の向上を図るための職員等の必要な措置を講ずることや、広報、啓発活動を行うことも明記されています。

- ①国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。
- ②国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修など必要な措置を講ずるよう努めること。
- ③国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

2. 都道府県の役割

都道府県は市町村相互間の連携調整、市町村に対する情報提供、その他必要な援助を行うこととされています。また、市町村からの報告を受理し市町村が行う措置の適切な実施を確保するために必要な助言を行います。

■養護者による高齢者虐待について

- ①市町村が行う措置のじっしに関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言。

■養介護施設従事者による高齢者虐待について

- ①高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使。
- ②養介護施設従事者などによる高齢者虐待の状況、対応措置等の公表。

3. 市町村の役割

高齢者虐待の通報、届け出を受理します。

通報や届け出に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域支援センターと連携して実施するとともに、虐待であるかどうかについて認定を行います。

また、市町村の重要な役割は立ち入り調査です。中津市の場合、立ち入り調査が可能なのは高齢者福祉業務担当職員のみ。調査時には中津市長が交付した立ち入り調査票を励行します。必要に応じて、所轄の警察に援助を要請します。

また、高齢者が危険な状況にある場合や必要な介護保険サービスが利用できない状況にある場合は、老人福祉法に基づいて職務権限により、施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行うとともに、成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため家族による申し立てが期待できないときは、市長が申し立てを行います。

地域包括支援センターと連携し、中津市における高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのシステム作りを行うことが中津市の重要な役割となります。

さらに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修などを行っていきます。

〈市町村の4つの大きな役割〉

■養護者による高齢者虐待について

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報などに係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議
- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求
- ④立ち入り調査の実施
- ⑤立ち入り調査の警察署長に対する援助要請
- ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置
- ⑧専門的に従事する職員の確保
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①対応窓口の周知
- ②通報を受けた場合の事実確認など
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告
- ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使

■財産上の不当取引による被害防止

①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局、機関の紹介

②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

(1) 市町村に与えられた権限を行使すること

高齢者虐待防止法では市町村に虐待対応にあたる上での権限を与えています。その内容として「やむを得ない事由による措置・居室確保」「成年後見制度の首長申立」「立ち入り調査」「面会制限」が挙げられます。

【市町村の権限行使が予想される例】

- ・家族から虐待又は無視をされている場合→やむを得ない措置・居室確保
- ・お金を虐待者から搾取されている場合→成年後見制度の首長申し立て
- ・被虐待者の生命に重大な危険があると認められる場合→やむを得ない措置、居室確保、立ち入り調査、面会制限

(2) 専門的に従事する職員を確保すること

→高齢者虐待防止法では養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するためにこれらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めることとしています。市では、高齢者逆他対応業務の事務に係る担当者を決定します。

(3) 連携協力体制を整備する

→市町村は地域包括支援センターをはじめ、警察・消防・保健所など関係機関と協力します。高齢者虐待防止法では虐待に迅速に対応できるよう配慮することが市町村の責務として定められています。緊急性を伴う事例も考えられるため、連絡先を確認しておき、緊急時には協力を依頼します。

○中津警察署生活安全課 0979-22-2131

○中津市消防署本部 0979-22-0001

○北部保健所地域保健課 0979-22-2210（直通）

【緊急性を伴う事例】

(例) 骨折、火傷など深刻な身体的外傷が見られる。脱水症状がみられる。

(4) 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を周知する

→市町村は高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務について窓口や対応協力者の名称を明示すること等により、対応窓口・高齢者虐待対応協力者を周知しなければなりません。

中津市では、市報では啓発や各包括支援センターや養介護施設にポスターなどで、虐待対応窓口や虐待対応協力者を周知しています。

◆相談窓口

□中津市役所

本庁 介護長寿課 TEL0979-62-9807 (直通)

三光支所 総務・住民課 TEL0979-43-2050 (内線 332)

本耶馬溪支所 総務・住民課 TEL0979-52-2211 (内線 153)

耶馬溪支所 総務・住民課 TEL0979-54-3111 (内線 132)

山国支所 総務・住民課 TEL0979-62-3111 (内線 131)

□地域包括支援センター

いずみの園 TEL0979-62-9000 (大幡・如水・今津)

三光園 TEL0979-53-9820 (小楠・鶴居・三保・和田)

創生園 TEL0979-24-6015 (豊田・沖代)

村上 TEL0979-23-0833 (南部・北部)

社協 本耶馬溪 TEL0979-26-8833 (三光・本耶馬溪)

社協 耶馬溪 TEL0979-26-8877 (耶馬溪・山国)

4. 地域包括支援センターの役割

高齢者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となります。また、虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、市役所介護長寿課職員による立ち入り調査に同行協力します。

市町村と連携し、中津市虐待防止ネットワークを平成 20 年 8 月に設置し、高齢者虐待対応関係機関等とケース会議により支援策を検討するなど、高齢者虐待対応の中核を担うとともに、ケアマネージャーや介護保険サービス事業者等から虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行います。職員として、社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員等が配置されています。

【地域包括支援センターの4つの大きな役割】

（1）高齢者・養護者に対する相談、指導、助言を行うこと

養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談・指導・及び助言を行います。

（2）通報などを受けた場合に高齢者の安全確認その他事実確認を行うこと

地域包括支援センターは通報などを受けた時は、速やかに高齢者の安全確認を行い、事実確認のために訪問調査など必要な措置を講じます。

（3）養護者の負担軽減策を考案すること

養護者の状況に応じた負担軽減策を検討していきます。ケース会議の中で検討を行った後に応じて各種サービスの紹介などを行います。

【状況に応じた負担軽減策】

- ・日常生活の援助が必要→ヘルパー、訪問看護、ショートステイ
- ・見守り、安否確認が必要→緊急通報電話、ひとり暮らし老人愛の訪問事業

（4）財産上の不当取引による被害の防止をすること

高齢者の財産上の不当取引による被害に対して、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介します。

市町村・地域包括支援センターの役割のイメージ

市町村・地域包括支援センターは高齢者虐待防止法の法的責任に基づいて高齢者と養護者に関わり、虐待を解消するための支援とそのコーディネートを担当しています。虐待対応における安否確認・事実確認、支援計画の策定は市町村・地域包括支援センターの役割です。

令和7年12月1日作成

株式会社 La Vie Plus

ラヴィコンフォート・光と風の宿

訪問介護ステーション La Vie

夜間訪問介護ステーション La Vie

訪問看護ステーション La Vie